

別記様式第8号(別記1の第6の1、別記2の第5、別記3の第5、別記4の第6、別記7の第6の1の(1)関係)

鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止都道府県活動支援事業（都道府県広域捕獲活動支援事業）鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業及び鳥獣被害防止対策促進支援事業（中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業）の再評価報告（令和2年度～令和4年度報告書）

1 被害防止計画の作成数、特徴等

本県では、34市町で被害防止計画が策定されている。各市町は、被害の軽減目標を達成するため、侵入防止柵の整備、被害防止目的の捕獲、緩衝地帯の整備、被害防止研修会等を実施している。

2 事業効果の発現状況

市町による地域住民を主体とした被害防止対策の取組と、それを県が支援したことにより、農作物被害額はピークであった平成21年度から減少傾向にある。

3 被害防止計画の目標達成状況

令和4年度を被害防止計画の目標年度としたものの目標年度を1年延長し、再度事業評価を行なった4事業主体のうち、被害金額又は被害面積で目標を達成した事業主体はなかった。

4 各事業実施地区における被害防止計画の達成状況

富士市鳥獣被害防止対策協議会	富士市	令和2年度～令和5年度	サル	推進事業	富士市農林振興課 富士市鳥獣被害防止対策協議会	R2.10	100%	被害防止講習会を開催し、電気柵の設置や使用方法に加え、鳥類による被害も考慮し、新たに防鳥ネットの設置方法を学び、地域住民や実施隊員に対し、幅広い防除策を伝達できた。 GPS首輪発信機と地図システムを利用したサルの行動特性調査を行い、調査結果を捕獲活動に役立てることができた。 また、地域の声を受け、分析結果の報告会を実施し、広く周知することができた。 捕獲用機材の購入とその貸し出しにより、捕獲活動の充実が図られた。	159	238	-338	951	1300	-229	耕作放棄地の増大などにより、愛鷹山系等がある本市では、鳥獣被害は拡大傾向にあるが、前年より被害の減少を目指し、GIGS等を活用した有吉鳥獣の捕獲を継続することで、鳥獣被害の減少を図る。また、捕獲の実績数を増加し、事業の実績を示すが、今後も被鳥獣の頭数が減少する防護柵の設置と、生息環境の管理をさらに進めたい必要がある。 なお、再評価において、被害の軽減目標の達成率が再び70%未満であるため、被害防止計画の目標を見直す必要がある。
						R3.12	70%		739	831	-12	1226	1510	-108	
						R5.2	56%		480	673	-257	1282,4	1580	-109	
						R6.1	100%		844	781	167	948	729	308	
									905	770	235	850	612	353	
									1337	1876	-261	1663	2011	-88	
									4464	5169	-41	6920,4	7742	-6	

注1:被害金額及び被害面積の目標値については対象鳥獣及び目標値を記し、これに合わせて他の欄も記載する。

2:都道府県が事業実施主体となる鳥獣被害防止都道府県活動支援事業を実施した場合、その事業内容等も記載すること。

3:事業効果は記載例を参考し、獣種等ごとに事業実施前と事業実施後の定量的な比較ができるよう時間軸を明確に記載の上、その効果を詳細に記載すること。整備事業を行った場合、捕獲効率の向上にどのように寄与したかも必ず記載すること。

4:「事業実施主体の評価」の欄には、その効果に対する考察や経営状況も詳細に記載すること。

5:鳥獣被害防止施設の整備を行った場合、侵入防止柵設置後の鳥獣被害の状況、侵入防止柵の設置及び維持管理の状況について、地区名、侵入防止柵の種類・設置距離、事業費、国費、被害金額、被害面積、被害量、被害が生じた場合の要因と対応策、設置に係る指導内容、維持管理方法、維持管理状況、都道府県における点検・指導状況等を様式に具体的に記載し、添付すること。

5 都道府県による総合的評価

各市町では侵入防止柵の設置や捕獲等、積極的に対策に取り組んでいる。目標達成には至らなかったが、引き続き地域の実情に応じた対策に努めていただき、農作物被害額の減少を推進したい。

別記様式第8号関係様式

鳥獣被害防止施設等設置後の被害状況等について

事業実施主体名	市町村名	地区名	竣工年月日	侵入防止柵の種類・設置距離	事業費(円)	国費(円)	被害金額(円) 被害面積(m ²) 被害量(kg)	被害が生じた場合の要因と事業実施主体等が講じた対応策	事業実施主体等が講じた設置にかかる指導内容	事業実施主体等が行っている維持管理方法	事業実施主体等における維持管理状況	都道府県における点検・指導状況	その他
御殿場市鳥獣被害防止対策協議会	御殿場市	御殿場市神山地区	令和3年2月24日	イノシシ、ニホンジカ用電気柵5段 900m	490,292	490,292	設置後被害なし		施工開始日に納入業者に施工方法の説明・指導を依頼	神山地区構成員による現地での目視での確認	維持管理等に係る協定に基づき、全て適切に管理されている	毎年市町に対して交付金に係る検査を行い、侵入防止柵の状況について確認し、必要があれば指導を行っている	
御殿場市鳥獣被害防止対策協議会	御殿場市	御殿場市二子かじか沢地区	令和5年3月31日	イノシシ、ニホンジカ用電気柵5段 1,522m	935,000	935,000	設置後被害なし		アースの埋設処理 点検確認作業の実施 施行場所近隣での罠設置等	二子かじか沢1地区構成員による現地での目視での確認	鳥獣被害防止施設(電気柵一式)の維持管理等に係る協定書に基づき、全て適切に管理されている	毎年市町に対して交付金に係る検査を行い、侵入防止柵の状況について確認し、必要があれば指導を行っている	(事業費内訳) 国R4当初 417,758円 国R3繰越 517,242円
小山町鳥獣被害防止対策協議会	小山町	小山町用沢	令和4年3月23日	シカ・イノシシ用電気柵5段 L=2,110m	1,361,727	1,361,727	収穫に影響を与える被害なし	-	侵入防止策の効果が最大限発揮されるよう適切な設置を指導した	維持管理等について、当該部農会と協定を締結している	当該部農会と協定を締結し、部農会にて管理を行っている	毎年市町に対して交付金に係る検査を行い、侵入防止柵の状況について確認し、必要があれば指導を行っている	